

気を付けて！

こんなトラブル増えています



©埼玉県消費生活課

業者に不信感を抱いたり、「おかしいな?」と思ったら
すぐに消費生活センターへご相談ください!



©埼玉県消費生活課

◇インターネットで商品を購入する際、極端に割引かれているような場合は偽通販サイトを疑ってください。また、注文する前にサイトを隅々まで確認し、事業者の連絡先やおかしな点はないか等をよく確認してください。偽通販サイトのトラブルは、代金を支払ってしまうと取り戻すことが困難です。注意しましょう。

◇不用品回収を依頼する際は、極端な低価格や煽り文句に釣られないようにしましょう。依頼するときは複数社から見積りを取り作業内容も確認してください。想定外の高額な請求には応じないようにしましょう。

令和4年度消費生活相談状況（蓮田市内）

年代別	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明	合計
人数	2人	27人	30人	37人	58人	49人	59人	35人	13人	310人
比率	0.6%	8.7%	9.7%	12.0%	18.7%	15.8%	19.0%	11.3%	4.2%	100%

令和4年度消費生活相談内訳(ベスト5)

- 第1位 通信販売 48件 定期購入・通信販売などのトラブル
- 第2位 通信関係 41件 携帯電話・プロバイダー・光通信の契約 など
- 第3位 訪問販売 31件 訪問販売によるリフォームや点検商法 など
- 第4位 債務 30件 借金・多重債務 など
- 第5位 送りつけ商法 14件 注文した覚えのない商品が届き代金を請求される など

急増中!!



注文していない商品が届いた・・・送りつけ商法に注意!!

「電話勧誘で一度断った商品が代引きで送られてきた」「注文した覚えのない商品が届いた」といった相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

ひとこと助言・・・一方的に商品が届いても受け取らないようにしましょう。

断ったにも関わらず一方的に商品を送り付けられた場合は、送り主の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。万が一、代引配達で代金を支払い商品を受け取ってしまった場合は、事業者に身に覚えのない商品であることを伝え、返金の依頼をしましょう。

また、令和3年7月6日から特定商取引法改正に伴い、一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分できるようになりました。

送られてきた商品が、家族が注文した商品や贈答品の可能性もあるため、まずは周りの人に確認しましょう。

少しでも「おかしいな?」と思ったら、
すぐに消費者ホットライン **188** や警察(#9110)に相談を

悪質商法の被害に遭わないための10か条 ～甘い言葉にだまされないための心がまえ～

1. 身分と用件をしっかり確認

- ◎ 悪質な業者は身分を偽ったり、販売目的であることを隠したりします。「たまたま通りかかった」だけで、家の不具合が見抜けるでしょうか。用件はしっかり聞きましょう。

2. 家の中に入り込ませない

- ◎ 内部を見て不安をあおり、不要な契約をもちかけられる場合があります。外に出ず、インターホンで対応しましょう。

3. うまさすぎる話には乗らない

- ◎ うまさすぎる話ほど要注意！

4. 財産の話は他人にしない

- ◎ 悪質な業者は大切な財産を狙っています。

5. 毅然とした態度で断る

- ◎ 断るとき→「いいません」とはっきり言って断りましょう。

6. しつこい相手には、110番

7. 一人で悩まないで、第三者に相談

- ◎ 家族や友人、消費生活センターに相談しましょう。

8. サインは契約書をよく読んでから

- ◎ 話と契約書に書いてある内容が違っていることがあります。
- ◎ 通信販売の場合は、利用規約をよく読みましょう。

9. 契約してもお金の支払いはあと払いに

- ◎ 「後で解約すればいい」と思っても、解約できなくなることがあります。その場で契約・支払いは避けましょう。

10. 知識を身につける

- ◎ 相手はだましのプロ。出前講座を受け、油断せず賢い消費者としての知識を身につけましょう。



便利？危険？

インターネットと消費者トラブル



偽ショッピングサイト

GAMEOOSHOP

在庫限り! 残り3点!!!



セール

半額!!

~~40,000円~~

▶ 20,000円

会社概要 GAMEOOSHOP

所在地：埼玉県〇〇市

連絡先：〇〇@abc.com

https://www.〇▽◇-shop.top

URLの表記がおかしかったり、なじみのない末尾(.xyzや.topなど)。

この他にも、

- 所在地の住所が田畑、個人宅。
- 振込先が個人名義の口座。又は支払方法が代金引換のみ。
- 大手企業のロゴがたくさん貼られているなど。

インターネット通販等でお買い物をする人も多い今日、全国の消費生活センター等には、インターネット通販に関するご相談が多く寄せられています。

蓮田市消費生活センターには特に偽サイトと悪質な定期購入に関するご相談が多く寄せられています。

ここでは、日々巧妙かつ悪質化している偽ショッピングサイトと、悪質な定期購入サイトの見分け方をご紹介します。

見分け方を覚え、トラブルに遭わないようにしましょう。

消費者を焦らせる表示があることも。

一般価格より安い、又は極端に値引きされている。

所在地の記載や電話番号がなく、連絡方法がフリーフォームやフリーメールのみ。

低価格を強調する広告から注文する場合は、販売サイトや「最終確認画面」をよく確認しましょう。

「最終確認画面」では、契約条件、購入回数・期間、支払総額、連絡手段、返品・解約条件をよく確認し、必ずスクリーンショットを撮りましょう。

悪質な定期購入

SNSで話題! Beautyサプリ

期間限定!



お試し価格! 500円!!

いつでも解約可※

今すぐ申し込む!!

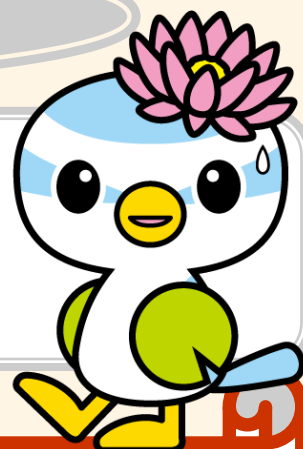
※5回以上の定期購入契約が条件です。5回目購入後、いつでも解約できます。解約のお手続きは次回発送日の7日前までをお願いします。

令和4年6月1日から、誤認させるような表示等により契約をした消費者は、契約の意思表示を取り消すことができるようになりました。

市内で多い消費者トラブル

訪問購入のトラブル

- ・査定を依頼しようと呼んだ業者に、納得のいかない値段で品物を買取られた。
- ・不用品の買取りのはずだったのに、貴金属を買取られた。



売る予定ではない物の売却を迫られても、きっぱりと断るようにしましょう。また、一人で対応せず、家族や周囲の人に同席してもらいましょう。

買取り業者と売買契約を結んだ場合、必ず業者から交付された書面で取引内容を確認しましょう。もし書面を渡されない場合は、交付を求めましょう。

訪問購入では消費者にクーリング・オフが認められています。売りたいくないものを買取られた場合は、迷わずクーリング・オフをしましょう。

サポート詐欺

- ・パソコンに「ウイルスに感染しています」といった表示が突然現れたので驚き、表示された電話番号にかけたら、有償サポート契約に誘導され、代金を騙し取られた。

突然、警告画面や警告音が出ても、まずは冷静に真偽を見極め、不安ならパソコンに詳しい人や販売店、(独)情報処理推進機構(IPA)などの関係機関に相談しましょう。【IPA連絡先:03-5978-7509】

また、電話番号付きの警告は偽警告です。決して電話をしてはいけません。

偽警告は、広告表示を悪用してインターネットの画面に表示されます。消すためには、画面を閉じるか、パソコンを再起動します。

点検商法

・近所で工事をしているという業者が訪問してきて、「瓦がずれている。無料で点検する」と言うので点検を依頼した。屋根から降りてくると、「あっちも危ない」「ついでだから」などといい、次々に勧誘され、契約してしまった。解約やクーリング・オフを業者に伝えても、応じてもらえない。

突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。中には点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。

また、点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。

点検商法は高齢者が狙われやすく、認知症のかたもトラブルに巻き込まれています。家族や周囲の人は、高齢者の様子に目を配りましょう。

サブスクリプション(サブスク)のトラブル

・動画配信サービスのサブスクの無料体験を申し込んだが、利用せず忘れていた。しばらくしてから毎月一定額の引き落としに気づき解約忘れが判明した。



「サブスクリプション」(略して「サブスク」)とは、定められた料金を定期的に支払うことで、一定期間サービス等を利用できるというサービスです。

無料期間等を設けているサービスもあり、多くが無料期間終了後に自動で定額サービスに移行します。

サブスクを申し込む前に、サービス内容や無料期間終了日、解約方法を確認しましょう。申込時の情報(ID、パスワード等)は解約に必要なため、忘れないようにしましょう。

利用していないサブスクの請求にすぐ気づけるように、クレジットカード等の明細は毎月確認しましょう。

うまい話に



ご用心！！

悪質商法に引っか
かってしまった…



契約を取り消したい…

クーリング・オフ通知の書きかた

クーリング・オフは、いったん申し込みや契約の締結をした場合でも、頭を冷やし冷静に考え直す時間を与え、**一定の期間内**であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。(通信販売はクーリング・オフできません)

クーリング・オフが可能な取引と期間(特定商取引法)

- 訪問販売・電話勧誘販売・特定継続役務提供(エステや語学教室)・訪問購入
…法定書面受領日から**8日**
- 連鎖販売取引(マルチ商法)・業務提供誘引販売取引(内職商法、副業のトラブル)
…法定書面受領日から**20日**

クーリング・オフの方法

- はがき等の書面で出す
- 電磁的記録(電子メール、ウェブサイトの専用フォーム、SNS、FAX等)

※両面コピー(電磁的記録の場合は通知後にスクリーンショット)を必ず取ること。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○○○円
販売会社 株式会社○○ □□支店
担当者 ○○○○氏
(クレジット会社 △△株式会社)
↑クレジットカードで支払った場合に記入
(支払った代金○○○○円を速やかに返金し、
商品を引き取ってください。)
↑支払い済みの代金がある場合に記入

○○年○月○日

○○県○○市～～(契約者住所)
氏名 ○○○○(契約者氏名)

クーリング・オフはがきの 記載例

- ・はがき等の書面で送る場合、**販売会社の代表者宛**に通知します。クレジットカードで支払った場合は、**クレジット会社にも**通知します。
- ・**特定記録**や簡易書留などの発信の記録が**残る方法**で送りましょう。
- ・電磁的記録による場合も、**記載事項は、はがきと同じ**です。
- ・電磁的記録によってクーリング・オフを行う場合は、まず契約書面を確認し、クーリング・オフ通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照して通知しましょう。

蓮田市消費生活センター(市役所 商工課内)

相談日:月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 火曜日は多重債務相談も実施。

相談時間:10時～12時、13時～15時30分

TEL:048-768-3111(内線248) または 消費者ホットライン188(局番なし)